企画競争実施の公示

平成２１年５月２８日

分任支出負担行為担当官
北陸地方整備局
湯沢砂防事務所長　萬徳　昌昭

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

１業務概要

(1) 業　務　名　平成２１年度不動産鑑定評価業務

(2) 業 務 内 容　湯沢砂防事務所管内における用地買収等のために必要となる標準地等の鑑定評価及び鑑定評価書（意見書等を含む。）の作成並びにこれらに付随する諸業務。

(3) 履 行 期 間　契約締結の翌日から平成２２年３月２６日

(4) 評価対象地域　依頼する業務の評価対象地域は、次に掲げる地域区分とする。
新潟県長岡市、小千谷市、十日町市、魚沼市、南魚沼市、北魚沼郡、南魚沼郡及び中魚沼郡並びに長野県下高井郡及び下水内郡の宅地地域、農地地域、林地地域

２．　企画競争参加資格要件

参加資格を有する者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

(1)　予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第７０条及び第７１条の規定に該当しない者であること。

(2)　企画提案書の提出時において、平成１９・２０・２１年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

有資格者が「会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者」又は「民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者」に該当した場合は、次に掲げる書類を提出していること。

ア　更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書（写しでも可）

イ　許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合にはそれを証明する書類の写し

ウ　上記イに伴う競争参加資格審査申請書変更届

(3)　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（上記書類を提出している者を除く。）

(4)　企画提案書の提出期限の日から見積の時までの期間に、北陸地方整備局長から指

名停止又は一般競争参加資格停止を受けている期間がないこと。

(5)　不動産の鑑定評価に関する法律（昭和３８年法律第１５２号）第２２条の規定に基づく登録を受けている不動産鑑定業者であること。

(6)　不動産鑑定評価書を作成する不動産鑑定士は、過去３年間において不動産の鑑定評価（※１．一般鑑定評価、※２．公的鑑定評価の別は問わない）を年間平均５件以上行っていること。

※１　一般鑑定評価とは、

①民間による売買、交換する際の鑑定評価

②担保評価

③不動産を賃貸借する場合の賃料、地代の評価

④借地権、借家権、地役権、区分所有権等の鑑定評価　等をいう。

※２　公的鑑定評価とは、

①公共用地取得等に係る鑑定評価（※詳細は説明書による。）

②地価公示標準地の評価

③地価調査基準地の評価

④固定資産税標準宅地の鑑定評価

⑤公売不動産の鑑定評価（※詳細は説明書による。）

３．　特定するための評価基準

1)　地価公示標準地の評価等に関する実績

2)　地価調査基準地の評価等に関する実績

3)　鑑定評価実績

公共用地取得に係る鑑定評価実績、一般鑑定評価実績、不動産鑑定士一人当たりの年間処理件数　等

(4)　業務実施方針

評価対象地域の地域動向、鑑定評価業務の的確性、鑑定評価業務の実現性　等

４．　手続等

(1)　担当部局

〒９４９－６１０２　新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立２３

北陸地方整備局　湯沢砂防事務所 総務課 契約係

電　話：０２５－７８４－２２６３（代表）内線２２４

ＦＡＸ：０２５－７８４－１７２９

(2)　説明書の交付期間、場所及び方法

①期間　平成２１年５月２８日（木）から平成２１年６月１６日（火）までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日、８時３０分から１７時００分まで。

②場所　４．（１）に同じ。

③方法　交付の請求は、交付場所に備え付けの交付申請書に必要事項を記入し請求する方法、又は必要金額分の切手を添え、必要な説明書の種類と申請者の住所氏名を明らかにし請求する方法による。

(3)　企画提案書の提出期限、場所及び方法

①期限　平成２１年６月１７日（水）１７時００分

②場所　４．（１）と同じ。

③方法　持参又は郵送（書留郵便に限る。）

(4)　説明会の日時及び場所等

実施しない

(5)　企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所

実施しない

５．　その他

(1)　手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

(2)　関連情報を入手するための照会窓口　４（１）に同じ。

(3)　企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

(4)　提出された提案書は、当該提案者に無断で２次的な使用は行わない。

(5)　提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。

(6)　特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

(7)　提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。

(8)　その他の詳細は説明書による。